

令和元年度第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 令和元年(2019年)7月24日(水)10:30~12:10

場所 北海道庁本庁舎7階 共用B会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

ア 第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の策定について

イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

ウ 北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

エ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況について

(2) そ の 他

3 閉 会

1 開 会

○廣畑女性支援室長 それでは、お時間になりました。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室の廣畑と申します。

議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たり、環境生活部長の築地原からご挨拶申し上げます。

○築地原環境生活部長 あらためまして、みなさんおはようございます。環境生活部長の築地原と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。北海道男女平等参画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、男女平等参画の推進については、日頃それぞれのお立場からご支援、ご協力を賜ってますことを本当に心から厚くお礼申し上げます。

今年は平成11年に男女平等参画基本法が制定されて20年という節目の年でございます。この間国におきましては、平成13年に配偶者暴力防止法、それから27年には女性の活躍推進に関する法制度が整備されて男女平等参画の実現に向けた施策が実施されてきたところでございます。また、昨年5月にはですね、今回参議院選挙もございましたけれども、政治分野における男女平等参画推進法が成立したということでございまして、先日の参議院選挙では候補者に占める女性の割合が過去最高の28.1パーセントということで報道等がございましたけれども、また女性の当選者が過去最高の28名ということで、参議院全体に占めます女性の割合は改選時点での21.1パーセントから22.9パーセントに1ポイント強増加したという状況がございます。

こうした中、道では、3月に策定いたしました第3次北海道男女平等参画基本計画に基づきまして、3点を基本目標として取組を進めております。1つ目は、男女平等参画の実現に向けた意識の変革、2つ目といたしましては、男女が共に活躍できる環境づくり、そして、3点目としては、安心して暮らせる社会の実現、この3点を基本目標の柱として進めているところでございます。

本日は、審議会ということで皆様には平成29年8月から第9期の委員として様々な立場からご意見をいただいております。特に3月に策定をさせていただきました、第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画、これにつきましても社会情勢の変化を踏まえましてご審議いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。現在の委員の皆様でご議論いただくのも本日で最後と何ってでございます。今日、私も初めてお会いさせていただいたんですが、第9期の皆様は、最後の審議会ということで本当に感謝申し上げます。是非、本日ご忌憚のない意見を頂戴いただきますとともに、ご議論をいただきまして、引き続き本道における男女平等参画社会あるいは女性の活躍推進といったことにつきまして、ご助言ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○廣畑女性支援室長 築地原部長は、この後他の業務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、議事の方に入ります前に、前回の審議会の開催後、事務局職員の異動もありましたので、簡単に紹介をさせていただきます。

柴田くらし安全局長でございます。

○柴田くらし安全局長 柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣畑女性支援室長 中田主幹でございます。

○中田主幹 中田です。よろしくお願ひいたします。

○廣畑女性支援室長 山本主査でございます。

○山本主査 山本です。よろしくお願ひします。

○廣畑女性支援室長 澤口主査でございます。

○澤口主査 澤口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣畑女性支援室長 北山主事でございます。

○北山主事 北山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣畑女性支援室長 議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員 15 名のうち、13 名の出席をいただいております。北海道男女平等参画推進条例第 28 条第 2 項に定める「委員の 2 分の 1 以上の出席」という開催要件を満たしておりますことを、ご報告します。

なお、審議会委員につきましては、お二人変更がございます。

日本労働組合総連合会北海道連合会の山田委員が退任され、後任に金子委員が就任されました。

函館市の横田委員が人事異動のため委員を退任され、後任に、米田委員が就任されておりますので、ご報告いたします。

金子委員、米田委員よろしくお願ひします。

また、本日は、道庁内に設置している「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、事務局から、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 委員の皆様には、先日郵送いたしました資料の他に、本日お手元には、出席者名簿と資料 3 として「第 3 次北海道男女平等参画基本計画関連施策の推進状況」についてという A 3 版の資料の頭につく資料として「第 3 次北海道男女平等参画基本計画体系図」を追加させていただいております。さらに、カラーで印刷された「イコール・ペイ・デイ」という A 4 版の 1 枚ものの資料を追加させていただいております。不足のものがございましたら、おっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○廣畑女性支援室長 本日の審議会は、概ね 12 時までを予定しておりますので、よろしくお願ひします。それでは、ここからの進行は広瀬会長にお願ひいたします。

2 議 事

(1) 報告事項

ア 第 4 次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の策定について

○広瀬会長 皆様おはようございます。それでは、議事を進めさせていただきますので議事進行にご協力をお願ひいたします。まず、議題の 1 ですけれども、「第 4 次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画について」ですけれども、第 4 次計画については、知事からの諮問を受けまして、昨年度、この審議会で検討を行い、答申したところですが、その後、パブリックコメントなどの手続を経て、本年 3 月に計画が策定されております。

計画の策定について、3 月に道から委員の皆様へ報告がされておりますが、計画の概要について、改めて、事務局から説明をお願ひします。

○事務局 はい、それでは計画の概要につきましてご説明いたします。資料 1-1 をご覧ください。この計画ですが、計画は第 1 計画の趣旨から第 4 基本的な方向と具体的な取組までの 4 項目での構成とされております。第 1 計画の趣旨でございますが、まず、暴力のない男女平等参画社会の実現を目指すという策定の趣旨をお示ししております。そして、この計画の位置づけであります。配偶者暴力防止法に基づく基本計画であるとともに、昨年 3 月に策定をしました第 3 次北海道男女平等参画基本計画に定める男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に関わる具体的な施策の方向を示すものとなっております。そして、この計画の期間は、2019 年度、今年度からおおむね 5 年間となっております。そして、第 2 には配偶者からの暴力

被害の現状として、被害の状況、相談等の状況をお伝えしております。そして、第3に施策の概要では、こちら枠の中でお伝えしておりますが、7つの基本的な考えに基づき施策を推進するという事を記載しております。そして、裏に行きまして第4の基本的な方向と具体的な取組では、まず、配偶者からの暴力根絶のため基本的な考え方に対応した7つの目標を掲げておまして、その目標に応じての目標を達成していくための具体的な取組についてお示ししております。また、2として男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶として、第3次北海道男女平等参画基本計画にお示ししている基本方向を掲載しております。

最後に計画の策定にあたり、パブリックコメント等を踏まえた主な修正点でございます。1つ目に計画の名称の変更ということで、保護等・支援に関するという標記の「・」が中ポツの使い方が、この意味が分かりにくいのご指摘がございましたので、そこを直した計画名称をこのように変更いたしました。

また、相談等の状況についての説明の追加ということで、相談件数が全国の概ね6割程度であるのに対し、一時保護件数が約1.5倍になっている背景、これは本道では、他府県に比較して多くの民間シェルターの設置をされている、そういう背景があるところを追記しております。

資料番号はございませんが、資料の1-2として、この計画の概要版のリーフレットを併せてお配りしておりますので、こちらも併せてご参照いただければと思います。本審議会でご審議いただきこの計画を策定したところでございますが、この計画に基づき更に取組を進めて参りますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○広瀬会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問などございますか。
(特になし)

イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

○広瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、次の報告に参りたいと思います。

イの「北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について」です。このことについて事務局から説明をお願いします。

○北山主事 はい、私からは次第イの「平成30年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について」ご報告させていただきます。

まず、はじめにお配りさせていただきました補足資料が2-1、2-2の後についているんですけども、こちらが条例第18条の知事への申し入れと第20条の苦情処理委員への申出について違いが分かりづらいことから、それぞれの制度について比較説明をしている資料となっております。本日、時間の都合上、ご説明の方を省略させていただきますので後ほど目を通していただければと思います。

次に、資料2-1をご覧ください。これは条例第18条の知事への申出と第20条苦情処理委員への申出についての統計データとなっております。条例第18条に基づく知事への申出件数は、平成30年度中に659件と前年度に比べて88件減少しております。次のページをご覧ください。1の申出内容別受付件数につきましては、Aの男女平等参画を阻害すると認められるものが604件で、全体の約92パーセントとなっております。さらに、2の申出内容コード別受付件数でございますが、3の家庭という欄の34番ですね、夫・パートナーからの暴力この申出件数が591件で最も多く、全体の9割近くを占めておまして、近年では同程度、8割から9割前後で推移しております。

道民等からの申出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び道内14振興局で受付を開始しております。平成14年度からは配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持つことになりまして、積極的にDV相談を対応してきたことにより必然的に夫、パートナーからの暴力の申出件数が多くなっているところです。

続きまして、資料2-2の北海道男女平等参画苦情処理委員活動状況報告書の方をご覧ください。北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱第10条に基づきまして、平成30年4月から平成31年3月までの間における活動評価について、知事への報告として苦情処理委員から提出があったものです。ページをめくって

いただきますと、平成30年度の苦情処理委員の名簿がございます。一昨年度に続きまして三浦弁護士が再任しまして、また、昨年度は長坂弁護士が初めて就任しました。2ページ目をご覧ください。苦情処理委員からの具体的な報告内容となっておりますが、平成30年度については、苦情処理委員への申出はありませんでした。このことについては、ここにも記載がありますが、制度発足後の時間的経過とともに、社会における男女平等意識が高まることによって男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度や仕組みが、随時見直しされてきているとともに、様々な相談に対応する窓口が充実してきたことが理由の一つになっているものと考えております。

しかしながら、苦情処理委員のお二方につきましては、道で受け付けております、先ほどの659件の申出の内容につきまして毎月見ていただいておりますそれぞれご助言等をいただいております。また、3ページ目の4その他では、苦情処理委員より本制度の運用に関する見識が述べられております。知事への申出件数は、先ほどのご説明のとおり659件と高い数字で推移しております、依然として女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況による女性の能力が十分に発揮されていないことですか、また、DVや性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻であるということについてご意見をいただいております。また、現在、苦情処理委員への申出につきましては、インターネット上でも行えるようになっておりますが、氏名や住所を明らかにする必要があることから申出にためらいを感じている方もいるのではないかと想定しておりますが、こちらとしましても個人情報について十分注意していることを含めまして今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されますよう周知のほうに努めて参りたいと思っております。なお、4ページ目以降には、平成13年度以降の申出に係る状況等、この制度に関する資料の方を添付しております。私からの報告は以上です。

○**広瀬会長** はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問などございましたらお願いいたします。

○**山崎委員** おはようございます。おんなのスペースおんの山崎でございます。今、ご説明がありました申出の内容なんですけれども、3点ありまして、まず男女平等参画を阻害すると認められるものというものの申出が681件ということで、これは胆振管内に関わらず各振興局だとか、ここに相談できますよっていう相談件数がここに入っている認識で良かったのかなというのが1つと、それとBの男女平等参画に必要と認められるものの件数が4月だけで20件というのは、なぜ4月だけ20件なのかということと、男女平等参画に必要と認められるものの申出の具体的な例を1つか2つ教えていただければうれしいなと思っております。以上です。

○**北山主事** まず、1つ目の男女平等参画を阻害すると認められるものの相談件数につきましては、おっしゃられたとおり、私どもで作成しているDVカードの相談窓口として書かれている電話番号があるんですけども、こちらにかかってきたものも含まれておりますので、本庁分と14振興局分の件数のすべてが604件です。

2つ目と3点目のご質問についてですが、4月に男女平等参画に必要と認められるものが20件と多くなっているということにつきましてですが、今、すぐに具体的な資料がないものですから、相談内容の資料を確認してみたいと思いますので、後ほど回答させていただきます。

○**広瀬会長** 山崎さんそれでよろしいでしょうか。

○**山崎委員** はい。

○**広瀬会長** それでは後ほどお願いします。他にご質問などございますか。

○**竹内委員** 今のとちょっと似ているんですけど、区分がですねBの参画に必要と認められるものという意味合いを私、分からないのでそこを教えていただきたいなと。

○**広瀬会長** いかがでしょうか。

○**北山主事** はい、ただいまのご質問につきまして、男女平等参画に必要と認められるものというのはですね、私どもの男女平等参画の施策に関わるものであるかどうかという考え方で…ごめんなさい補足資料の方でご覧いただければと思うんですけども、男女平等参画に必要と認められるものということで、申出

の対象事項の②のところは男女平等参画に係る道の施策に関する要望ですとか、男女平等参画に係る法や制度の改正の要望、また、女性の登用促進に関することですか、推進を促す要因となるものを必要と認められるものということで区分しております。

ウ 北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○**広瀬会長** はい、他にご質問ございますか。なければ、次の報告に参りたいと思います。報告事項のウです。第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてということで、事務局から説明をお願いします。

○**山本主査** それでは、報告事項の3番目として「北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ということで、説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の資料3「第3次北海道男女平等参画基本計画関連施策の推進状況」となります。

この計画の体系につきましては、昨年度の第2回の審議会において概要ということで、皆様方にはご説明をさせていただきましたが、改めてご説明をさせていただきますと、資料の1枚目の「第3次北海道男女平等参画基本計画体系図」にありますように、3つの大きな目標を設定しております。目標のⅠとして「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標のⅡとしまして「男女が共に活躍できる環境づくり」、そして目標のⅢといたしまして「安心して暮らせる社会の実現」という、この3つの目標を掲げており、その下に9つの基本方向、更にその下に25の「施策の方向」というものを定めてございます。

そして、次のページからはA3版の資料となっておりますが、これは各部局における施策・事業、取組内容について平成30年度分の実績と今年度の予定ということで取りまとめたものとなります。ご覧のとおり数がございますので、この中から推進施策の状況につきましては、主なものについてご説明をさせていただきますと思います。

まず、目標のⅠですが、資料の1枚目の上から3番目にあります基本方向1「男女平等参画の啓発の推進」施策の方向(1)「広報啓発活動の充実」ということで、女性の全道的な活動の拠点施設としての「道立女性プラザ」の設置がございます。

取組実績としましては、①情報収集・提供事業、②調査研究事業、③研修会・講演会の主催、④交流活動等促進事業としてミーティングスペースの貸し出し、⑤女性のための法律相談事業など指定管理者制度により、運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上をはかっており、利用者数については目標値をクリアしております。

続きまして、目標Ⅱになります。「男女が共に活躍できる環境づくり」として全6ページございますが資料の1枚目の上から2つ目に基本方向1「女性活躍の気運情勢と見える化の推進」施策の方向(1)「女性の活躍を応援するネットワークの構築」として昨年度から新規事業により社会参画を希望する女性に対し、柔軟性のある社会参画の方法を紹介することで女性の社会参画を推進する気運を醸成するとともに道民の意識改革を図る目的で、女性の社会参画の実例を見て学べるイベントであります「アクションHIROBA」というものを実施しております。

昨年度は札幌と釧路で開催しており、本年度は札幌9月と旭川10月での開催を予定しております。

そして、次に目標のⅢ「安心して暮らせる社会の実現」として全4ページございますが、1枚目の上から3つめに、基本方向1「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」施策の方向(1)「男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実」として道立女性相談援助センター、本庁、各振興局に「配偶者暴力相談支援センター」の機能を付与し、一時保護や相談体制などの充実を図るほか、民間シェルターへの支援や関係機関相互の連携をはかり、総合的な被害者支援対策を行っております。取組実績としましては、一時保護業務の民間シェルター等への委託ですとか、セミナーの開催、DV被害を支援する活動に対する助成などを行っております。今年度につきましても同様の取組を予定しております。民間シェルターからの予算希望額が増えているのですが、すべての希望に応えられていないのが現状でございます。

以上が推進状況の主なものとしてご説明いたしました。これら計画の推進管理を効果的になっていくために指標項目については目標値が設定されており、例年前年度のデータが出そろった8月中旬から9月にかけて取りまとめをおこなっておりますので、秋に開催予定の第2回の審議会でご報告をさせていただいた上、ホームページで公表させていただきます。

以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。相当量のある中身ですのでご質問もあろうかと思っておりますので、積極的にご質問ありましたらお願いいたします。

私の方から一つありまして、先ほどご説明がありましたアクションHIROBAなんですけれども、こちら参加人数はどのくらいだったんでしょうか。

○**山本主査** すみません、こちらの資料が手元にございませんでお調べしてご回答いたします。申し訳ございません。

○**廣畑女性支援室長** 札幌での開催につきましては、3日間ということで各日だいたい30名から50名程度ということで、3日間で150名ほど、それから釧路につきましては、2日間で100名ほどでございました。目標につきましてはほぼ達成した状況でございます。非常に大きな会場でやっている大イベントということではなくて各興味のある社会参加を目指す女性がお子様連れ、あるいは家族で来場されて体験をしたりセミナーに参加したりというイベントでございました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。すみません、それでは私からもう1点ありまして6ページのところでございますけれども、防災・災害復興における男女平等参画の促進という項目の中に北海道防災会議の構成委員について、委員67名のうちの女性が4名で、登用率5.9パーセントというふうに書かれています。それで任意に選任することができる者については定数3名のうち2名は女性が就任しているということなんですが、全体の委員と任意に選任ができる者というのは、どういう関係にあるのかということと、任意に選任することができるということは要するに3名のみということなんですか。そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○**事務局** これは、総務部さんのほうでは把握はされていますか。

○**総務部** 今すぐお答えするようなデータは持っていません。

○**事務局** そうでしたら、その辺を確認していただいて、こちらもあらためてご報告させていただきたいと思えます。

エ 配偶者暴力（DV）に関する北海道の状況について

○**広瀬会長** 他にいかがでしょうか。ご質問がなければ次の報告に参りたいと思えます。では、報告事項エに行きまして、配偶者暴力DVに関する北海道の状況について事務局から説明をお願いします。

○**澤口主査** それでは、私澤口の方から配偶者からの暴力DVに関する北海道の状況についてご説明させていただきます。

資料はですね、資料の4ということになります。まず、最初にですね、1番として配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数ということで、これについては、DV被害者本人からの相談件数を載せております。

一番上がですね、道立女性相談援助センターということで、西野の方にございませセンターですけれどもこちらについてはご覧のように若干増加してきているという状況になっております。

その下が、道庁というのが私ども女性支援室になりますけれども、こちらとあと14振興局の方で配偶者暴力相談支援センターを設けておりますけれども、こちらが全体で500件前後といった推移になってきているかというところでございます。

その下が札幌市の配偶者暴力相談支援センターの件数で、こちらについては年間1,100件程度で推移しているという状況でございます。

その下が旭川市の配偶者暴力相談支援センターで、こちらについては60件から80件程度の推移という状況でございます。

その下の函館市の配偶者暴力相談支援センターということで、こちらについては年間300件超というような状況でございます。

それから、その下は参考ということで全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数でございますが、平成30年については、現在内閣府の方でまとめているところでございますので、まだはっきりした数字については示されておられませんので調査中という形で載せております。

そして、その下の2番目が道内の関係機関配偶者暴力相談支援センター以外における相談等の件数といったことで、ここについては、今分かっているのが北海道警察の部分でこちらについては3,000件程度で推移していますけれども、30年については3,291件といったことで発表しております。

それから、法務局については、30年度123件ということで把握をしております。

上の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数というのは年度で4月から3月までとなっておりますが、道警と法務局につきましては、暦年ということで1月から12月までの件数ということで押さえております。

その他婦人保護事業の実施市ということで、婦人相談員を配置している市でございますけれども、こちらについては、現在、調査中ということになっております。

あと、民間シェルターの方ですけれども、こちらについても調査中というところでございます。

従いまして、最終的な道内の相談件数につきましては、現在取りまとめ中という状況になってございます。

それから次に2ページ目になりますけれども、2ページの3番目配偶者暴力被害者の一時保護実人員数といったことで、一番上が道立女性相談援助センター、その下が民間シェルター8団体、その下が母子生活支援施設、その下が社会福祉施設というようなことでございまして、ここで見ていくと年々一時保護実人員については減少しているという状況でございます。

また、4番については同伴児ということで、こちらにつきましても年々減少してきているという状況になっております。

それから、一番下の配偶者暴力被害者の一時保護日数ということで、こちらについてはそう大きく変化はないと、実人員が減ってきている中で日数が変化がないということで一人あたりの一時保護の入っている日数が増えてきているという状況になってございます。

それから、3ページ目になりますけれども、こちらが配偶者暴力に関する北海道の取組ということで先ほどご説明しました相談の関係で、こちらについては道内に20の配偶者暴力相談支援センターがございまして、こちらで相談対応を行っております。その他振興局に男女平等参画推進員を設置しまして相談対応等を行っております。

あと、民間シェルターですね、こちらについても相談対応等をしていただいております。こちらについては、財政的な支援を北海道で行っております。補助金の支出といったことで対応をしております。

その下が、一時保護ということで先ほどの女性相談援助センターで一時保護を受けるのとその他に委託といったことで民間シェルターでの一時保護を委託している状況でございます。委託先については、30年度実績にもございますように民間シェルター8団体と母子生活支援施設等4施設に委託をしている状況でございます。それから自立支援ということで一時保護で入所された方の支援を行っていくといったことでの取組を行っております。それから、民間シェルターでは自立支援の活動をおこなっておりますので、補助金ということで財政支援を行っております。あと、関係機関の連絡会議ということで本庁と各振興局で毎年1回は関係機関が集まった会議を開いて情報共有などをおこなっております。それから研修ということで民間シェルターサポーター養成等実践研修の開催といったことで、道内の民間シェルターの所在地などでシェルターのサポーターですとかDVの対策に関わっている職員を対象に研修会を実施しております。その他に全道セミナーということで札幌で研修を行っております。また若年層における交際相手からの暴

力の防止ということを視点としたセミナーも行っております。あとは、普及啓発活動ですとか、男女平等参画施策に関する苦情処理の対応などを行っております。私の説明は以上でございます。

○**広瀬会長** はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に関してご質問などはございますか。

○**山崎委員** 今、保護件数ですとか相談件数のご説明がありました。民間シェルター8カ所北海道内にありますけれども、8カ所で北海道シェルターネットワークを活かしてみんなで2ヶ月に1回くらい集まって行政の方ですとか警察の方も含めて意見交換などを行っているところなんですけれども、みなさんに知っておいていただきたくてお話をさせていただくんですけども、日本全国で今70カ所弱の民間シェルターがあるんですけども、どこも高齢化と財政難でこの度名古屋の岡山とシェルターが休止になってしまいましたし、北海道で見ますと、旭川では人件費が出ないということでみんな働きながら、午後、夜間、午後から夜間にかけてしか相談できないといったところで、旭川の保護件数は今回は1ページの裏側を見ていただければ分かると思いますが、「0」になっていますよね。

これってやっぱり人手不足ですとかみんな余裕がないということなんです。民間シェルターに来ている一時保護の委託金なんですけれども、国と道で半分ずつなんですけれども、それが一人1日入ると一泊七千くらいということで人が入らなかつたらお金が入らないという実情なんです。民間シェルターはシェルターの維持もしなければならぬし、人が入るときだけアパートを借りるわけにはいかないですし、人が入るときだけ人を雇うわけにはいかないのでもいつもいつも人を雇ってアパートを借りてっていう維持費があるんですけども、それはどこからも出ないということで多くのシェルターがすごく金銭的に逼迫していて、プラス労働条件も非常に悪くて下手したらブラック企業と言われてもおかしくないような働き方で、ほとんどボランティアに近い働き方でなんとか維持しているところなんです。

それでなぜこうなのかというと、そこに問題があって持続可能な組織ではもうないです。うちでだいたい60いくつ平均年齢が60代ですし、多くのシェルターでも80代になっても働いている人もいますしということで、若い人を雇う力がないんですね。今のシェルターでは。

なので、今民間シェルター8カ所だいたい保護件数の50パーセントくらいは民間シェルターで担っているし、全国的にも北海道は保護件数が多い。それはなぜなのかというのは先ほどご説明がありましたように民間シェルターがあるからなんですけれども、その民間シェルターの力がどんどん衰えてきているところがありますので、是非、基本的には国が動いてくれないとどうしようもないのかもしれないですけども、何とか北海道の方でも財政的な支援を考えていただければ、じゃないともう潰れてしまうシェルターも出るのかなという危機感を持っているということをご報告したくてお話をさせていただきました。以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

○**篠原委員** 1ページ目の配偶者暴力相談支援センター相談件数1番の最上部に道立女性相談援助センター平成30年度743件とあります。これはご本人からの相談でその下にご本人の他に他機関からの相談を含めた相談が1,445件とあります。ご本人以外の件数もかなりあると見受けられますが、他機関とは具体的にはどのような機関からの相談があるか教えてください。

○**澤口主査** 明確なことは言えないんですけども、考えられることはですね、女性相談援助センターというのはDV法ができる前からずっとそういうDV対応をしてきている北海道でも中心となるセンターになります。

道内では配偶者暴力相談支援センター、女性相談援助センターの他に19の支援センターがありまして、特に振興局で言えば平成14年から相談対応を始めたというところで、まだDV法を十分理解していないとか、分かっているようで分かっていないような相談員もいましたので、研修を実施していますけれども、そういった中でこういう場合はどのように対応したら良いだろうといった相談であるとか、あと市では婦人相談員という方を置いておりまして、そういう方についてはやはり配偶者暴力の相談を行って、やはりなかなか難しいケースも出てきますので、そういった場合は女性相談援助センターにこういった場合はどういった対応をしたらいいんだろうかといった相談をしたりだとかということがございます。その他に

配偶者本人以外であれば、例えば配偶者のご兄弟の方とか親だとかそういう方から、こういうことで暴力を受けているんだけど、どう対応したら良いだろうかだとか、あとは友人がそうなった場合はどうなんだとかというような場合も入ってくるのかなと思います。

○篠原委員 ありがとうございます。実際他機関の相談員の方から難しい案件に対しての上位への相談とDVを受けられているご本人の周囲の方からのご相談とがこちらの件数に入っているという認識でよろしかったでしょうか。

○澤口主査 はい、それでよろしいです。

○広瀬会長 他に資料4に関して質問はございますでしょうか。

○米田委員 函館市の米田です。資料4の1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数についてなんですが、私が質問するのも申し訳ないのですが、平成30年度の前年度比を見ますと函館市の支援センターの数値が函館だけ前年度比で増加していて、しかも突出して増加しているんですが、増加しているその内容、あるいはなぜ増加しているのかということがもし分かればですね、私この数値承知してなかったものですから、もし教えていただけるのであれば、教えていただきたいのですが。

○澤口主査 私どものところでは、各配偶者暴力相談支援センターの件数の取りまとめをしているのですが、内容等についてはいただいてないものですから、申し訳ないのですがこの場ではご回答できませんので函館市の配偶者暴力相談支援センターに確認した上で、お答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○広瀬会長 他に資料4に関していかがでしょうか。

○山崎委員 私もこの函館市の増加というのはすごいなと思って、どうしてかなというのはありました。それに、相談件数がプラス21.5パーセント増加しているにもかかわらず、ウィメンズネット函館の保護件数がマイナス16.7パーセントなんですね。その辺をなぜなのかっていうのを調査していただければありがたいと思います。

○澤口主査 分かりました。確認してみなさんにお伝えしたいと思います。

○広瀬会長 他にいかがですか。

○高橋委員 ちょっと私の方で疑問に思ったのは、件数は件数でいいと思うんですけど、もっと質的レベルでどれくらい緊急性があったとか、例えば児童相談所であれば48時間以内に面談しないといけないとかそういう緊急性のレベルがありますよね。どれくらいこの相談の中で緊急性ある案件があったのかを今後調査していく、質的レベルで調査していく予定などはおありになるのかどうかということをお聞きしてみたいのですが。

○澤口主査 現状ですね全体の内容等については把握していませんので、そういう部分もやはり確認した上で今後のDV対策を進めていくといったことでは必要かなというふうには思います。

○廣畑女性支援室長 今の高橋委員からのご質問についてですけれども、児相の案件と違いまして48時間以内に保護する案件か否かというそういった決定は、DV法の保護の方の関係ではございませんけれども、基本的に相談があった中で緊急性のあったものについては基本的に一時保護の疑いだという理解で、一時保護になった件数については緊急性があったというふうには理解していかと考えております。

○広瀬会長 ありがとうございます。他にいかがですか。もし、ご質問がないようでしたら、報告事項は以上になります。その他として次の議題に入りたいと思いますが、事務局の方から何かございますか。

○事務局 その前にですね、先ほどご質問あったところで確認ができた部分がありますので、そちらを回答させていただきたいと思います。それでは先ほどのところでですね、お願いします。

○総務部 総務でございます。先ほどの資料3の推進状況のお話で防災会議の構成委員のお話があったかと思うのですが、北海道防災会議の構成委員についてはですね、北海道防災会議条例というものを定めておまして、今現在、委員の方67名にご就任いただいております。67名のうち国の機関、市町村の機関、それから交通ですとか報道ですとかそういった関係機関の方達についてはですね、充て職で64名の方がご就任していただいております、その他に学識者それから自主防災組織を結成する者というこ

とで3名の方にご就任していただいているところであります。そのうち充て職の中で就任されている女性の方が2名、それから任意で選任できます学識の方が1名、自主防災組織の結成者1名の2名の方が女性というような内訳になってございます。以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

○**事務局** 続きまして、道民からの申出状況等の関係について女性支援室から回答いたします。

○**北山主事** 先ほど問い合わせがありました男女平等参画の申出状況の月別件数のほうですね、Bの男女平等参画に必要と認められるものが4月になぜ20件あったのかというお問い合わせについてですけれども、こちらの方を確認しまして4月に20件あったというのは引越しですとか、転居の時期に重なりまして住民票の関係とかですね児童手当に関する問い合わせが来たそうなんですね。具体的には十勝の方でそういった問い合わせがすごく多かったということで、そういった問い合わせについて多かったものですからここに計上したということで件数の方がうちに報告がきておりました。

○**広瀬会長** それではその他の方に移ります。事務局から何かございますか。

○**事務局** それでは、事務局から北海道立女性プラザの名称の関係についてお話しさせていただきたいと思います。道立女性プラザにつきましては、この名称についてのご意見を昨年の審議会でもいただいておりますけれども、現在ですね、利用を女性に限定する印象を与えないようその名称の変更を検討しているところでございます。この名称変更というのは条例で決まっているということで、その改正というものが伴ってきますので、今、関係部局と協議検討を進めていくこととしているところでございます。以上でございます。

○**広瀬会長** はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して何かご質問はございますか。ご質問がなければ引き続き検討を進めていただきたいと思います。

他になければ、今回の審議会が、第9期の委員による最後の審議会になります。せっかくの機会ですので、それぞれ委員の皆様からご感想などをお聞かせいただければと思います。まず、佐藤委員。

○**佐藤委員** はい、今回の審議会に参加させていただきました感想の前に、先ほど資料の一部としてお配りしましたイコール・ペイ・デイについて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

こちらのイコール・ペイ・デイについては、昨年も私の方から説明させていただきましたけれども、私が所属している認定NPO法人日本B PW連合会が中心となって活動しているものになります。今年度の男女共同参画週間のときにもこちらのビラの方を道庁の展示下にも置かせていただいたとお聞きしておりますし、また、北海道新聞でも昨年今年と記事で取り上げていただきましたので、ご覧になった方も多いかと思いますが、簡単にご説明させていただきます。

イコール・ペイ・デイというのは、2008年にドイツのB PWでスタートしましてヨーロッパ各国から全世界的にも各国で取り組むことが提案されて動いてきたものです。イコール・ペイ・デイとはいったい何かということが一番分かりづらいかと思うのですが、この資料の裏側の4つの面になっているところの右側のところにありますが、男性と女性が同じ賃金を手にする日はいつかを示すことで男女の賃金格差を見える化しているものです。つまり、1月1日から12月31日までの1年間に男性が手にする賃金を女性は次の年のいつ受け取ることができるのかを算出したものです。今年の日本のイコール・ペイ・デイつまり男性が1年間で得る賃金と同額を女性が受け取ったのは5月の13日でした。4ヶ月と13日後でなければ同じ賃金を受け取ることができないという、現状として男性と女性の賃金格差がこれだけあるのだということが分かります。これは、賃金闘争とかそういう形での動きではなくて、男女の賃金格差をどう見ていけばいいのかが分かりやすい指標がありませんので、そうした確認をさせていただくために毎年B PWでは皆さんに広く周知させていただくという動きをしているものです。今年は賃金構造統計の発表が遅れましたので算出が難しい状況はあったのですが、計算方法をもう一度見直ししました。昨年までは、実は男女の賃金格差の比率から算出をしていました。ただそれでは男性賃金がベースになりますので今年から賃金の格差を得るために実際に女性が何日分働く必要があるかという日給からの計算方法に変えております。今年は5月13日と算出しているのですが、昨年この場でも

ご説明した時には比率で計算していたために4月6日とご案内したことを覚えている方もいらっしゃるかもしれませんが。旧の計算方法で算出したとしても2018年と2019年では変わらず4月6日でした。

また、新しい計算方法で考えた時には昨年も5月13日で変わらないということになりますので、男性と女性の賃金比率についての是正は進んでいない状況と言えるかと思います。少し見づらいかもかもしれませんが資料の方にイコール・ペイ・デイをどう考えていけばいいのかということに記載していますので、是非一度お読みいただきまして現状として男女の賃金格差がこれだけあるということをお伝えいただければと思います。イコール・ペイ・デイについては以上です。

今回審議会活動を一期経験させていただきましたが、私自身は第4次の北海道配偶者暴力防止に関わる基本方針について専門部会にも参加させていただき、いろいろなセミナーにも参加して非常に勉強になりました。女性の活躍という観点だけではなくて、もっと大きな目でそれを見ていく必要があるということを感じた次第です。審議会自体は基本計画に関する審議会を中心にやってきているわけですが、今、北海道の男女平等実現にはいったい何が一番の課題なのかというような根本的な問題を一度話し合える機会があってもいいのではないかなという感想を持ちました。2年間本当にいろいろお世話になりました。ありがとうございます。

○**広瀬会長** はい、どうもありがとうございます。それでは最初に公募でこちらに参加されていた皆様方からお願いしたいと思っております。高橋さんお願いいたします。

○**高橋委員** 高橋です。公募でこういう委員をやるのは初めてなんですが、過去に行政マンだったことが自業にあるので、だいたい審議会ってこういうものなのかなという、やはり資料が非常に多様性のある大量の資料があるのでなかなか読み込んでこの会議に参加するのが難しかったかなと思って、ここをもうちょっと何かインターネット上とかデジタル化した資料を事前に提示いただけると非常に助かったかなと思いました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。

○**広瀬会長** はい、それでは高宮さん。

○**高宮委員** 高宮でございます。北海道男女平等参画審議会委員として委員会に出席し、男女平等参画基本計画とかDVに関する現状など、また、チャレンジ賞の選考委員をさせていただいて私自身がいろいろ勉強することができました。以前所属していた団体では少子高齢化対策として地方の青年の結婚難問題が大きなテーマの一つでした。そのため、いろいろな方にお会いする機会がありましたが、その際、男女平等とはほど遠い発言、考えを目の当たりすることがありました。年配の男性が多いのですが、法律や制度以前の事として、強く根ざした価値観、長い年月で作られた考えはなかなか変わらないことを強く思いました。セクハラ発言を連発しても本人は気付かないし、周りも偉い方が多いので黙っているしかないという状況も多々ありました。様々な現場で同じような思い、苦勞をされている方も多いのではないかと思います。これからは一市民、道民として男女平等、男女共同参画社会の実現への歩みを見続けていけたらと思っております。ありがとうございます。

○**広瀬会長** はい、それでは本間委員お願いします。

○**本間委員** 今回携わらせていただいて、北海道全体で見るとということの大きさを感じました。道庁のみなさんやいろんな人たちがこのレベルで見ているんだなと、町の町民として一つの町で見ることが多かったのととても勉強になりました。女性と男性、体の作りが違うんですけども、視点も違ったりすることがあると思います。自分自身、声をかけられた役割から逃げたいと思ったとき、それが本当にふさわしくない役割と思っているのか、それとも今まで育てられてきた女性としてのあり方で一步引きたいというふうに思っているのか、結論が出せずにいることがありますので、これからも考えていきたいです。また、今回、遠方から来させていただきましたが、このような機会をいただいてとてもありがたく感じています。どうもありがとうございました。

○**広瀬会長** はい、ありがとうございます。それでは、米田委員と金子委員は初めての会議となりますので、ですから感想と言われてもちょっと戸惑われると思いますので、後に回させていただきます。山崎

委員のほうから順に回していきたいと思えます。

○山崎委員 今までのいろいろ言わせていただいて、聞いていただいてありがとうございました。今回は、DV防止法の関係の第4次基本計画の策定という大仕事があってその部会ではみなさん忌憚のない意見を思う存分出し合えたかなと思っています。その中で今回、この北海道の基本計画の特徴としては、いろんな人がいるんだよという意味合いからパートナーという言葉を使ったりとか男女間だけがパートナーではないんだよということが確認された、すごく大きい変化があった基本計画だったなというふうに感じています。

これからは、この基本計画の遂行に向けて私たちがどうやっていくのかというところだと思いますし、医療機関などからの相談もすごく増えているので、この基本計画の中で今回医療対応マニュアルを作るということになりましたので、またそちらの方でもいろんな人の意見を入れながら作っていただきたいというふうに思っています。私たち、民間シェルターをやっていると男女平等からは本当にほど遠いなというふうに思っていますし、ジェンダー指数今年は何位でしたっけ広瀬さん。

○広瀬会長 2018年の秋で世界の男女平等度110位です。

○山崎委員 149カ国中、110位ですよ、これって今札幌市もこのたび苫小牧も男女共同参画という言葉を使い始めたんですけども、平等が実現されて初めて共同になるというふうには私には思っているので、是非、北海道は平等という言葉を持していただきたいと思います。平等になってから共同ということで、まだまだ平等にはなっていないということを認識しながらこの男女平等参画審議会というのを続けていただけたらなと思っています。私も大変勉強させていただきました。ありがとうございました。

○松本委員 皆様お疲れ様です。9期の審議委員として、DVに関する基本計画に携わらせていただきました。私自身専門的な知識がなく、逆に勉強させていただいたなという気持ちでいっぱいです。男女平等参画とは少しずれてしまっていますが、DV関連を含めて最近思うことがあります。

一つは、札幌で発生しました2歳児の衰弱死ネグレクト事件あります。子どもが子どもを育てている環境と思われるこの事件は、親の責任はということに改めて感じたところであります。また、最近起きました京都アニメーションの放火事件では、自己の勝手な都合で多くの方の命が奪われました。まさに無差別テロのような状況です。更には、連日報道されています、吉本興業さんのコンプライアンス問題、反社会勢力との関係など、企業の体質や管理体制の欠落ということが社会に問われています。また、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違えや過労運転による交通事故などにより、大勢の方が死傷するなど、痛ましい事件や事故が連日のように報道されています。

今回のように、基本計画を策定していくことも重要ですが、まず、このような事件や事故を起きないことが一番大切なことではないかと思えます。そのためには、1人1人の人間力というものをしっかりと構築していかなければならないと思えます。生まれ持った気性もありますが、小さい頃から多種多様な教育を徹底することで、現代社会が求めている人間力を少しずつ上げることで、土台をしっかりと作り上げていく。そのためにも、1人1人ができることを1つ1つ取り組んでいくことが大切なことであり、何をすればどのような効果があるのかをみんなで考えて検証していくことが大切なことではないかと思えます。人づくりをしっかりとおこない、平和で働きやすい職場の推進を図ることで、男女平等参画がより一層進むことと考えます。

今回このような場に参加させてもらい、色々な情報をいただきました。これからも、DVの現状や男女平等参画につきまして、職場はもとより地域に発信していきたいと思えます。貴重な時間を共有できたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

○竹内委員 旭川市役所の竹内と申します。今回、第9期ということで29年の8月から今年の8月15日ですか、北海道男女平等参画審議会の任期の期間におきまして第4次の北海道さんの暴力防止、被害者保護、支援等に関する基本計画の策定にあたりまして専門部会員として参加することができました。会議の中でいろいろと関係者のご意見だと配偶者暴力への対応の実情など実際聞くことができまして新

たな計画策定に向けた課題の整理だとか今後のあり方について私も少々微力ながら貢献できたのかなと思っております。

私どもは旭川市なんです、旭川市もちょうど同じタイミングで第3次なんです、配偶者等からの暴力の防止、それから被害者支援に関する基本計画を策定したところであります。策定にあたりまして、関係機関それから団体への聞き取り、先ほどスペースおんの方からもありましたけど、いろいろ聞き取ってはいるんですが、至らない部分とか人的な問題もそういう話が上がっていていまして、持ち帰ってですね、いろいろ検討していきたいと思っています。今回、いろんな会議の中でいろんな意見が出ましたのでそういう部分というのは、今の私どもの第3次の計画の方に非常に参考とさせていただきますましてDVそのものをここにも書いているんですけど、暴力のない男女平等、平等という言葉は先ほど言われていましたけれども、参画社会の実現を目指してという形で新しい第4次北海道さん私どもも第3次をこれから実施していくと。私どもいろいろな話の中で自分がDV受けているよ、意外と認識していない方が多いのではないかと、潜在的な被害者になっているのかなとこの方にごうやうやう周知していこうかなと、パブコメの中でも例えば女性の方がトイレに入るときに女性の方で意見や目安箱ではないですけどもその部分で意見を投書するような形が意外と意見をその中で書いているんだよねというのが実際にありました。それらは具体的な部分について少しいろんな意味で考えていこうかなというところをいろいろ考えているところでございます。

今回メンバーとしていろいろ北海道さんの考え方とか各実施機関の現状につきましてはいろんな情報に触れることができまして、自分にとって貴重な体験を積むことができまして今回参加できたことに対しまして非常に感謝しております。いろいろ貴重なご意見だとか情報提供ありがとうございました。

以上でございます。

○篠原委員 全国でびっくりドンキーというハンバーグレストランを運営している株式会社アレフから参加させていただきました。上司の異動に伴ってその後を引き継ぐような形で今回第9期に参加させていただいております。男女平等ということで、当社が胸を張って女性がすごく活躍しているという風にはちょっと言い難いところもあるのですが、現在は女性のみならず例えば高齢者、障がい者最近に至ってはLGBTの方、そういった方も含めてダイバーシティといいますか1人1人の背景に合わせて働きやすく、協働していけるような職場環境を目指してそこに微力ですが、力を注いでいるというのが現状でございます。ただ今回このような形で参加させていただいて企業という狭い中だけではなく、社会全体の視点で多くのことを考えて行かなくてはいけないと痛感しました。

また、DVに関しては身近な問題として考えるような場面がこれまでございませんでしたので、あらためて、DVを受けている女性の方の件数やそれに関わられている方のご努力とか大変さというのをこの場で勉強させていただくことができました。我が社もパートを含めると7,000名以上の従業員がおります。どういう背景を持って働いているのかというのは正直なところ把握できておりませんが、今回DVに関することを学ばせていただいたことで、全国の1人1人の女性の働き方、もしくは心配事を抱えて働いているのではないかという思いに寄り添いながら企業の中でいろんな支援をしていきたいとあらためて考えさせられました。私は、この会の他に男女平等参画チャレンジ賞の選考にも2度ほど関わらせていただきました。企業の中だけで何か自己実現するというのではなく、社会の中で様々な背景を持ちながら働かれている女性の方あるいは男性の方の活躍を目の当たりにさせていただいて大変勉強になりました。今後の自分の生き方にもすごくアドバイスをいただけたと思っております。最後に、欠席することも幾度かあったのですが、事務局の皆様には連絡や日程調整など細やかに対応して頂き大変ありがとうございました。今回参加させていただいてどうもありがとうございました。

○酒井委員 弁護士の酒井と申します。私は起きてしまったDV事件のその目の前の方を救うと言いますか何か頼まれたことをするというだけを専門にやっていたんですけども、今回の基本計画の策定に関わってその後のその人の生活のこととか、それから一般的な社会で啓発活動をするなどして予防をしていかないといけないというですね、大きい視点というものを勉強することができましたので大変有意義

な機会だったと思っております。ありがとうございました。

○木村委員 中学校校長会から参っております、木村と申します。この審議会には数年間関わらせていただいていると思うのですが、常に広瀬会長の的確な議事進行によりまして、毎年必ずミッションを与えていただき、北海道の現状をいろいろ聞かせていただき、各団体の方々からその視点に応じたいろいろな問題点ですとか、課題ですとかを教えていただくという貴重な場をいただいたと思っております。この基本計画は3次ということですが、私は学校教育の立場で参加させていただいておりますが、混合名簿についてもこの会で話題になったことを思い返しております。私が教員になったころは、かなり話題に

なっていたのですが、一時期中学校ということであると、話題に上らなかった時期がありました。しかし、今北海道もそうですし、私が所属している札幌市の方も、混合名簿は、この2年間でかなり浸透したと思っております。札幌市についても今年度中にすべての学校で取り組まれると思います。そういういろいろな新たな視点というものを私自身が得ることができたことが、本当にありがたいことだなと思っております。

私は公立学校の女性管理職の会にも関わっております。北海道の学校における女性管理職はかなり数が少ないですし、私が所属している札幌市の学校においてもかなり数が少ないという現状があります。中学校97校のうち今9名しか女性校長がおりません。そういう状況の中で女性の管理職の会というようなものが本当はない方がいいよねということがいつも話題になります。ですけれども、現在の学校には半数前後女性職員がいるのです。ですので、そういう数が反映されるような管理職の数の割合になっていくことができた時に、そういう会もなくてもいいような状況になるのだと思います。先ほど平等にというお話が山崎委員の方からありましたけれども、私たちもそういう意味で平等になったら、そのときにはこの会はいらないというところを目指しております。いろんな意味で考えさせられることが多い審議会だったと思っております。

また、チャレンジ賞の話も先ほどから話題になっておりましたが、これは私自身が人間としてすてきな輝く女性ですとか、それを応援している企業だったり職場だったり、そういうものに触れることで、自分自身を見つめ直すきっかけにもなったと思っております。本当にありがたいことだなと思っております。この後委員は、私どもの立場の中からは別の委員が出てくることになると思いますが、ここで考えたことを学校の場で生かしていきたいと思っております。自分自身の学校で今女性の子育てをしている方もいますし、男性の職員がお父さんとしてデビューしています。職場の中でもそういう男性職員がしっかりと休みを取ったりですとか、子育てに関する休暇をとるなど、そういうふうな形で奥さんと共に子育てをできる、そんなところにも配慮しながら学校経営を進めていきたいと思っております。長くなってしまいましたが、本当に貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○金子委員 みなさんお疲れ様でございます。所属のところを見ていただきますと随分長い名称が書いていますが、労働組合から参りました。今年度は、男女平等、それから女性活躍の推進には先ほど築地原部長のご挨拶にもありましたけれども、さまざまな法律を束ねた法案が可決されました。その中でその法律が改正されたり改訂されたりといったようなことがありました。包括すると、ハラスメントの対策が強化されたものになっていたと思います。このセクハラとかマタハラとかパワハラなどですね、こういったハラスメントがなくなると安心して働ける職場には、なり得ないと考えています。ただ今回、ハラスメントの行為自体の禁止は見送られていて、そこは課題だと考えています。女性が安心して働き続けられるような職場、そして社会のためには、女性が活躍できる方法を考えるという観点も必要だと思いますが、言葉が適切かどうか分からないのですが、男性を動かすといったような方策が必要ではないかと思っております。例えば、身近な問題ですけれども家庭の問題、これを解決することが職場とか社会の問題の解決につながると考えています。家庭の問題というのは、家事の分担とか育児、介護それから暴力にもつながっていると思います。最初に申し上げました法律の改正、整備とともに、この家庭の問題が個に閉じた問題ではなくて、職場、社会の課題の解決につながるという観点をもって、これか

らも男女平等に関わっていければいいなと感じております。

○**米田委員** あらためまして、函館市の米田でございます。今年の4月に今の職に着任いたしました。ですから、この審議会の第9期の委員は最初で最後の参加ということになります。函館市ではですね、昨平成30年3月に第3次函館市男女平等参画基本計画、函館輝きプランと称していますが、これを策定いたしました。この基本計画は30年度から10年間計画期間としているのですが、中間年度で見直すこととしておりますので、今回、この審議会に参加させていただいてですね、みなさんからお聞きしたご意見ですとか意見と言うよりは思いと言った方がいいのでしょうか、そういったものを聞かさせていただいてですね大変参考になりました。今後ですね、施策ですとか計画の方に活かしていきたいなと思っております。今日はありがとうございました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。では、最後に私の方も一言言わせていただきます。先ほど山崎委員がご質問された世界の男女平等度の110位という日本の平等度の低さというのを考えますと何が足を引っ張っているかということ、先ほど木村委員もおっしゃりましたけれども、女性が管理職に就いていないとかあるいは議員の数が少ない政治参画が少ないとかそういうことが足を引っ張っているということ、もう一つはイコール・ペイ・デイの話をされましたけれども、これなぜ女性がこういう賃金が低いのかということ、やはり非正規労働者が女性労働者の半数以上を占めているっていうところがね、一番大きな問題だろうというふうに私は思っているんですね。従って女性の平均賃金っていうのが男性よりうんと低くなってしまふという構造があると思います。そういう日本が抱える課題というのがすごくたくさんありまして、今回の選挙でもどれだけ女性議員が増えるのかなと思って注目をしておりましたが、最高とは言っても参議院議員の数の中で22パーセントですよ。30パーセントにも満たないっていうのはやはりまだ政治は男のものであるという意識がすごく支配的で、政党の中でも革新系の政党は女性の候補者をたくさん立てましたけれども、保守政党はですね、依然として女性候補者は限られた数しかないという状況で、こういうのを本当に変えようとしたらやはりクウォータ制っていうのを採らないと変わらないなというふうに思っていました。あと、先ほどハラスメント禁止っていうお話が出ましたけれども、私もこれすごく重要だと思っていて防止ではなくて禁止するというのを日本でも追求しなければいけないと思っているんですね。先日、ILOのハラスメント禁止条約っていうのが結ばれましたけれども、そのときに日本の経団連はですね、棄権しちゃったんですよ。結局日本ではハラスメントを禁止する頭がまだないということを露呈したようなことだったと思います。それから、男性の育児休業取得者は少しずつ増えていますが、今度は取得した人に対するハラスメントつまりパタハラというそうですが、復帰すると出向を命じられたり減給になったりということで提訴をされた方がおります。

ということで、なかなか社会全体の空気としては男女平等に行き着かないという状況が現状なんですけれども、少しずつですね、自分のいる場からどうそれを変えるかっていうことではないかなと思っておりますので、今回、審議会2年間務めましたけれども、みなさんのいろんなご意見を聞いて世の中の現状ってこうなんだなっていうことが少しずつ見えてきてまして、私も自分のいる場所で男女平等を追求するように頑張っていきたいと思っております。2年間どうもありがとうございました。

はい、これで本日の審議は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

3 閉 会

○**廣畑女性支援室長** 広瀬会長、委員の皆様、ありがとうございました。現在の委員の皆様での審議の開催は今回で最後ということでございまして、くらし安全局長の柴田からご挨拶申し上げます。

○**柴田くらし安全局長** 柴田でございます。29年8月から2年間、本当に様々なご意見をいただきありがとうございました。最後にみなさんから一言ずついろんな思いが聞けて大変参考になりました。それから、今広瀬会長からありましたけれども、道職員の状況をちょっとだけお知らせします。道では今現在

職員数における女性職員の採用割合は33パーセントほど、3人に1人くらいです。最近是非常に女性の採用も増えていますが私が入ったうん十年前はそこまでは多くなかったです。だいたい定年までだと40年近く務めますので、その中で少しずつ割合が上がってきているのかなという感じです。道では、アクションプランに近いものだと思うんですが、女性管理職の割合を高めようということで数年前から努めておりまして、目標としては本庁課長級以上に占める女性の割合を8パーセントにしようという目標があり30年の4月現在で7.5までできています。ちょっとなんと言うんですかね、自分も含めてですけど、ちょっとむやみに頑張っているなという感が否めないところもあります。それと当然若い男性も増えておりまして男性職員の育児休業の取得率なども目標を定めておりまして、目標値は平成36年度までに男性職員が育児休業を取る率10パーセントにしたいんですけども、29年度実績ですがまだ1.3パーセントということで道においても結構育児休業を割と取る環境は整備されているんですけども、なかなか本人の意識なのか周囲の意識なのか育児休業を何ヶ月か取るというところまではなかなか進んでいないかなと、奥さんが子どもを産んだ時に5日間出産休暇っていうのは、ほぼ90何パーセントかの男性は取っていますので、そのときは休んでいる。けども、そのあと何ヶ月か育児休業っていうところまではもう少し時間がかかるのかなと、道は10年くらい前までかなり職員の採用を制限しておりまして若い人が入ってこなかったんですけども、この数年たくさん採っていますので、若手が一気に増えています。つまり感覚的に若い方々も増えていますので、この先道自身としても変わっていかなくてはいけないのかなというのを感じているところです。

本当に2年間ありがとうございました。今回で退任される方々もおられますが、また、戻られてそれぞれのお立場でまた広いお立場で何か機会がありましたら道の方にもご意見等をお寄せいただければありがたいと思います。本当にありがとうございました。

○**廣畑女性支援室長** それでは、次回の審議会の開催は、本年10月ころを予定しております。日程につきましては関係委員会の方に改めて調整させていただきます。

これもちまして、令和元年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上